

山江村学校給食調理業務仕様書

山江村学校給食調理業務の委託に係る仕様は以下のとおりとする。

なお、本選定に係る落札者決定及び契約締結は、当該役務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

1. 業務名

山江村学校給食調理業務

2. 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

3. 履行場所

山江村立小中学校（山田小学校、万江小学校、山江中学校）

4. 給食対象者及び調理食数

（1）給食対象者は、児童生徒及び教職員等とする。

（2）調理食数は「山江村学校給食調理場運営委員会会議」において年度毎及び学校毎に決定する。（概算見込食数　1回あたり約350食）

5. 業務従事者の確保と労働条件

（1）受注者は、本業務の履行にあたり、以下の人員を配置するものとする。

| 配置先 | 業務責任者 | 調理員 | 合計 | 備考 |
|-------|-------|-----|----|------------|
| 山田小学校 | 1人 | 3人 | 4人 | 稼働日数 210 日 |
| 万江小学校 | 1人 | 1人 | 2人 | 稼働日数 210 日 |
| 山江中学校 | 1人 | 2人 | 3人 | 稼働日数 210 日 |
| （小計） | 3人 | 6人 | 9人 | — |
| 代替調理員 | — | — | 2人 | 稼働日数 95 日 |

（2）稼働日数には、調理日数約200日に加えて、各学期の給食開始前と終了後の清掃及び施設設備の点検、各種研修等で山江村が必要と認めた日数（年間10日程度）を含んでいる。

（3）受注者は、従事者の適切な労働条件を確保するため、本村の近隣相場や経済情勢を鑑みた適正な賃金水準を設定すること。

（4）人件費等の急激な変動が生じた場合は、スライド方式に基づき、必要に応じて発注者・受注者間で協議を行うものとする。

6. 業務時間

- (1) 原則、午前8時～午後5時（休憩1時間を含む）。
- (2) 食材納入等に伴うフレックスタイム制へ対応すること。

7. 業務内容

- (1) 給食調理及び付随業務
 - ①食材料の受領、検収、保管
 - ②主食、副食等の調理加工（真空調理加工を含む）
 - ③学級別の配缶および配置
 - ④食器・機材等の洗浄、消毒、保管管理
 - ⑤調理室、休憩室等の清掃、整理整頓
- (2) 厨芥、残菜の処理
- (3) その他、発注者又は学校長が指示する業務

8. 献立

献立予定表は栄養教諭が作成し、実施月の前月に決定する。

9. 業務責任者の配置と役割

- (1) 受注者は、第5項(1)に定める通り、各学校に1名（計3名）の業務責任者を配置しなければならない。
- (2) 業務責任者は、受注者の現場代理人として業務を遂行し、学校長等との連絡調整にあたること。
- (3) 業務責任者は、調理現場の責任者として衛生管理の徹底および従事者の指揮監督を行うこと。

10. 学校への巡回

- (1) 専門知識を持つ者が、学校を月1回以上巡回し、業務の遂行状況を確認すること。
- (2) 状況に応じて調理現場のバックアップを講じ、責任をもって統括すること。

11. 衛生管理、法令及び通達の遵守

業務の履行にあたっては、学校給食の趣旨を十分理解し、食品衛生法をはじめ、学校給食衛生管理基準等の関係法令を遵守し、衛生管理の徹底に努めること。

12. 研修

受注者は、業務従事者を業務の遂行に必要な研修に参加させること。
また、衛生管理研修・安全管理研修など必要に応じ実施すること。
なお、県並びに公の機関が主催する研修会に必要に応じ参加させること。（夏季）

休業中に行われる学校給食研究協議大会には可能な限り全員参加させること)

13. 天災事変及び事故等への対応

天災事変が起きた場合に速やかに対応できるよう、あらかじめ発注者及び学校と協議して対応を整え、食中毒発生時等の事故等、不測の事態に備えた緊急連絡体制を発注者及び学校へ提出すること。また、天災事変が起きた場合には誠意をもって対応すること。

14. 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、村民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

15. その他

- (1) 業務従事者は、発注者と協議のうえ、本村在住者を優先して配置すること。
- (2) 業務従事者は、類似施設等での業務実績がある者を優先して配置すること。
- (3) 受注者は、有給休暇の持ち越し制度を取り入れること。
- (4) 受注者は、契約期間が満了し、翌年度業者が変更になるときは、業務を円滑に行い、学校給食の運営に支障をきたすことのないよう、引継を行うものとする。
- (5) 受注者は、給食調理業務中に起きた事故については、ただちに発注者及び学校へ報告し、原因追及及び改善策を示した文書を発注者及び学校に提出すること。
- (6) 受注者は、給食調理業務中に貸与備品を事故又は過失により破損等させた場合は受注者の責任において弁償すること。
- (7) 受注者は、当該契約の締結前に当該契約に係る業務に従事していた労働者を可能な範囲で継続して雇用すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は作業の実施に当たって疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。